

平成20年2月18日

事業主各位

日本金属プレス工業厚生年金基金

年金記録問題に関する社会保険庁の「ねんきん特別便の送付」
に係るご周知（広報）のお願い

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の事業運営につきましては、平素からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、社会保険庁（以下「社保庁」と略します。）の約5千万件に及ぶ未統合の被保険者記録に関する名寄せ作業につきましては、その記録が数十年前に遡る記録であることから、事実関係や当時の事情を明らかにする書類の散逸（又は記憶の亡失）等のため、困難を来とし遅々として進展をみないところです。

このため、社保庁は信頼の回復と新たな年金記録管理体制を確率すべく、記録統合に結びつく可能性の高い方を優先に（可能性の低い方も含め）順次、年金加入履歴の（記録もれ又は誤り等）確認のための「ねんきん特別便」を該当者の皆様に送付し、ご回答をいただいているところです。

このたび、社保庁の地方社会保険事務局から、国民の皆様幅広くご理解をいただき、散逸した記録の統合を早急に図るべく、裏面掲載の『「ねんきん特別便」』の送付に係る周知・広報について（依頼）（平成20年1月31日付20東社局年第237号局長通知）」のとおり、基金に周知協力の依頼がありました。

つきましては、業務繁忙の折誠に恐縮に存じますが、下記にご留意いただき、別紙のチラシ「「ねんきん特別便」」をお送りします。～あなたの年金記録の確認をお願いいたします～を送付いたしますので、貴社の役職員の皆様方にご供覧いただき、ご周知（広報）くださいますようお願い申し上げます。

記

※ 別紙のチラシ「「ねんきん特別便」」をお送りします。～あなたの年金記録の確認をお願いいたします～（pdf）等が掲載されている社保庁のホームページ

<http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/tokubetsubin/index.html>

1. 住所・名字が変わった方はすみやかにご連絡を！

2. **ねんきん特別便の内容** ≪「ねんきん特別便」として送付されるものについて≫

(1) ねんきん特別便（封筒）

(2) 年金記録のお知らせ

(3) 年金加入記録の見方等

(4) 年金加入記録照会票・確認はがき

(5) 記録訂正がない場合・・・上記(4)の「確認はがき」の「①訂正がない」に丸印（○）を付け、社会保険業務センターに返送ください。

(6) 記録訂正がある場合

①被保険者の方・・・上記(4)の「年金加入記録照会票」を訂正し、返信用封筒（※現役の加入者のみに同封される封筒）に封入し、社会保険業務センターにご返送ください。

②年金受給者の方・・・上記(4)の「年金加入記録照会票」を訂正し、年金証書を添えて、社会保険事務所又は年金相談センターで、記録訂正と再裁定の手続きが必要です。

※ **ねんきん特別便専用ダイヤル**：☎0570-058-555

写

20東社局年第237号
平成20年1月31日

各 厚生年金基金理事長 様

東京社会保険事務局長



「ねんきん特別便」の送付に係る周知・広報について（依頼）

平素より、社会保険事業の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、社会保険庁におきましては、平成19年7月5日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会においてとりまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」に基づき、約5,000万件の未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録との名寄せを行い、その結果記録が結びつく可能性のある方には本年3月までを目途に、その他の方には4月から10月までを目途に、順次、加入履歴等を「ねんきん特別便」としてお送りすることとしております。

「ねんきん特別便」が届いた皆様には、ご自身の年金加入記録に漏れや誤りがないかをハガキにてご回答いただくなど、所定の手続きをお願いすることから、「ねんきん特別便」の送付等について国民の皆様へお知らせすることが必要であり、各種広報誌やチラシの配布など、できる限りの広報を実施することとしております。

つきましては、周知用チラシを作成いたしましたので、貴職におかれましては、ご多用のところ恐縮に存じますが、基金事務局の窓口等をご活用していただきまして、広報等にご協力いただきますよう格段のご配慮をお願い申し上げます。



「ねんきん特別便」をお送りします

～あなたの年金記録の確認をお願いいたします～

基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録について、平成19年11月からコンピューターによる名寄せ作業を開始し、その結果、皆様の基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に、12月から平成20年3月までの間に、「ねんきん特別便」を順次お送りいたします。

それ以外の皆様へも、順次「ねんきん特別便」をお送りいたしますので、お待ち下さい。

- 年金受給者の方々へは、平成20年4月から5月までの間に。
- 現役加入者の方々へは、6月から10月までの間に。

「ねんきん特別便」によるご本人様のご確認及びお手続きを経て、初めて記録が結びつくことができます。

お手数をおかけいたしますが、お手元に届きました「ねんきん特別便」により、ご自身の年金記録に記載もれや誤りがないかをご確認の上、必ずお手続きくださいますようお願いいたします。

「ねんきん特別便」と記録統合までの流れ

ねんきん特別便
を送付

ご自身による
記録の確認

ご自身による
回答

の年
お金
知記
ら録
せ

○年金加入履歴及び加入期間が記載されています。

年金加入
記録照会票
は確認
がき

○ご自身の確認結果をご回答いただく様式です。

※ お手元に届きました「年金記録のお知らせ」をご覧になり、お勤め先やそこでの年金制度への加入の日・脱退の日（退職した日の翌日）などに記載漏れや誤りがないかを十分ご確認ください。

お勤め先等	資格取得 年月日	資格喪失 年月日	加入 月数
ABC会社 国民年金	昭和37.4.1	昭和46.10.1	114
	昭和47.10.1	昭和58.10.1	132

詳しくは裏面をご覧ください。

社会保険庁による
調査・確認

記録の統合
(確認完了)

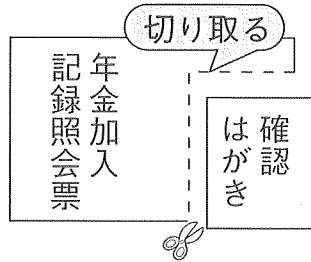
年金加入記録の確認後のお手続きの流れ

年金加入記録に訂正がある場合、年金受給者と現役加入者では、
手続き方法が異なります。ご注意ください。

訂正がない

(年金受給者・現役加入者とも)

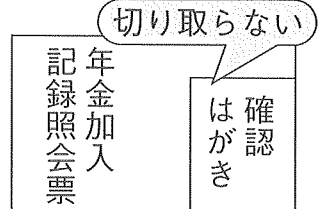
同封の「年金加入記録照会票」から「確認はがき」を切り取って“訂正がない”を○で囲み、提出年月日、氏名をご記入の上、返送してください。以上で記録が確認されます。



訂正がある

(記載されていない加入期間がある。記載内容に誤りがある。)

同封の「年金加入記録照会票」に必要事項をご記入いただき、「確認はがき」を切り取らず“訂正がある”を○で囲んでください。



年金受給者

- 「年金加入記録照会票」に年金証書を添えてお近くの社会保険事務所でお手続きください。
- 社会保険事務所へ来所できない場合は、下記の「ねんきん特別便専用ダイヤル」へご連絡ください。(郵送による手続き方法等をご案内します。)

社会保険事務所で記録の確認を行い、年金額の変更となる場合は、年金額の改定手続きを行います。

現役加入者

「年金加入記録照会票」を同封の返信用封筒で返送してください。

社会保険庁で記録の調査を行い、その結果を改めてお知らせします。

ご質問・お問い合わせは「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ

電話 0570-058-555

IP電話・PHSからは「03-6700-1144」へ

受付時間：平成20年1月21日～3月31日までの期間

月～金曜日：午前9時～午後8時

第2土曜日、1月26日、3月9日：午前9時～午後5時

(注意)「ねんきん特別便」に関して、ATMの操作をお願いすることはありません。